

平成 2 7 年 度

(第 2 回)

能 美 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案 書

日 時 平成 2 8 年 2 月 8 日 (月) 午前 1 0 時

場 所 能美市役所本庁舎 地下 会議室 A

次 第

1. 開 会

2. 市 長 挨 拶

3. 会 長 の 互 選

4. 会 長 挨 拶

5. 職務代理者の指名

6. 審 議 事 案

議案第 1 号 能美都市計画道路の変更について（石川県決定）

議案第 2 号 能美都市計画道路の変更について（能美市決定）

議案第 3 号 能美都市計画道路の変更について（能美市決定）

議案第 4 号 能美都市計画地区計画の変更について（能美市決定）

議案第 5 号 能美都市計画地区計画の決定について（能美市決定）

7. 閉 会

能美市都市計画審議会委員

委員数 15 名以内

・学識経験を有する者（第 2 条第 2 項第 1 号）

委 員	能美市農業委員会会長	又 村 一 夫
委 員	能美市商工会会長	田 上 好 道
委 員	金沢工業大学環境・建築学部長／教授	森 俊 偉
委 員	北陸先端科学技術大学院大学教授	山 本 外茂男

・市議会の議員（第 2 条第 2 項第 2 号）

委 員	能美市議会議長	米 田 敏 勝
委 員	能美市議会産業経済常任委員長	南 山 修 一

・関係行政機関の職員（第 2 条第 2 項第 3 号）

委 員	石川県南加賀土木総合事務所長	松 本 英 好
委 員	石川県南加賀農林総合事務所長	竹 田 文 雄
委 員	石川県南加賀保健福祉センター所長	沼 田 直 子

・市 民（第 2 条第 2 項第 4 号）

委 員	能美市町会連合会会長	高 塚 巳紀雄
委 員	たけもと農場	竹 本 敏 晴
委 員	能美市婦人団体協議会副会長	石 田 晴 美
委 員	佐野郵便局長	山 野 優 子
委 員	能美市教育委員会委員	畑 中 美千代

審 議 事 案

議 案 番 号	議 案
議案第 1 号	能美都市計画道路の変更について（石川県決定）
議案第 2 号	能美都市計画道路の変更について（能美市決定）
議案第 3 号	能美都市計画道路の変更について（能美市決定）
議案第 4 号	能美都市計画地区計画の変更について（能美市決定）
議案第 5 号	能美都市計画地区計画の決定について（能美市決定）

能美都市計画道路の変更（石川県決定）

都市計画道路に 3・5・32 号下ノ江高堂線を次のように追加する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・32	下ノ江高堂線	能美市下ノ江町	能美市中ノ江町	—	約 1,680m	地表式	2 車線	14m (12m～14m)	幹線道路との平面交差 1 箇所 JR 北陸本線と立体交差	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

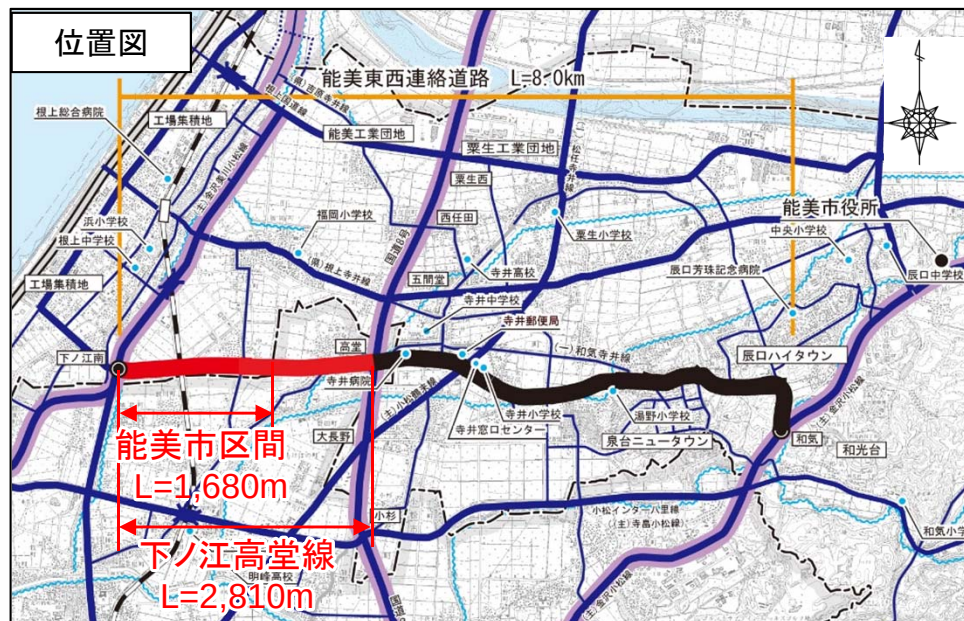
3・5・32 号下ノ江高堂線は能美市の東西を横断し、市の一体化を図る能美東西連絡道路の一部区間を担う幹線道路として新たに位置づけられる路線である。

能美東西連絡道路は、能美市南部および小松市北部を東西に横断する全長 8km の計画道路であり、地域相互の連携強化や沿道地域の活性化、防災時の避難経路の確保など、多面的な機能を有する幹線道路としての効果が期待されている。

今回、（都）松任小松線（一般国道 8 号）と一般県道西二口長田線を結ぶ区間約 1,450m について線形が確定したことから、整備済みである県道西二口長田線と（都）根上小松線（主要地方道金沢美川小松線）を結ぶ区間約 1,360m と合わせて都市計画を決定することで、未整備区間の事業促進及び道路ネットワークの更なる強化を図るものである。

本路線は、能美都市計画区域と小松都市計画区域に跨るため、総延長約 2,810m のうち、能美都市計画区域に含まれる約 1,680m を新たに決定するものである。

能美都市計画道路の変更(3・5・32号 下ノ江高堂線の決定)

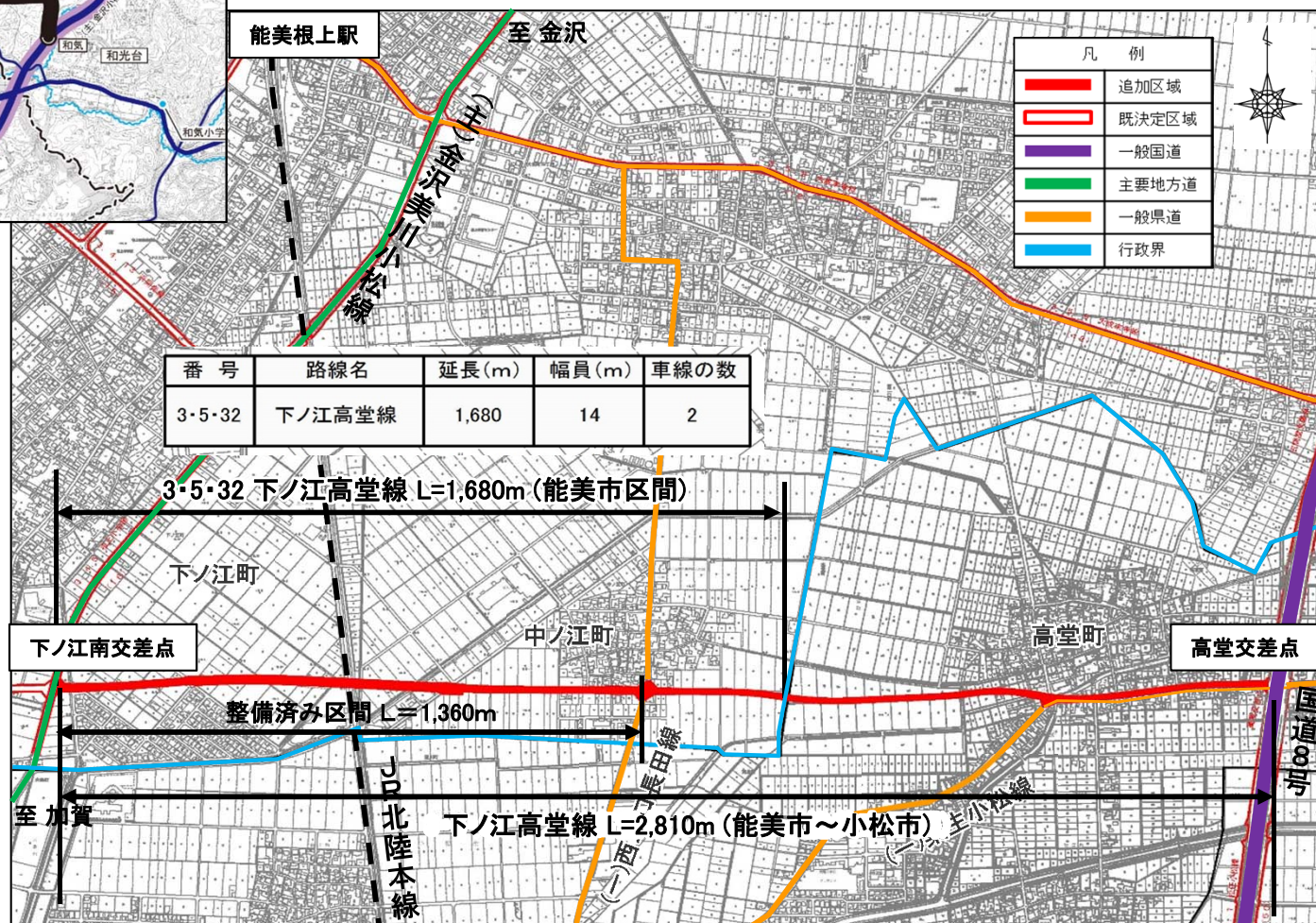
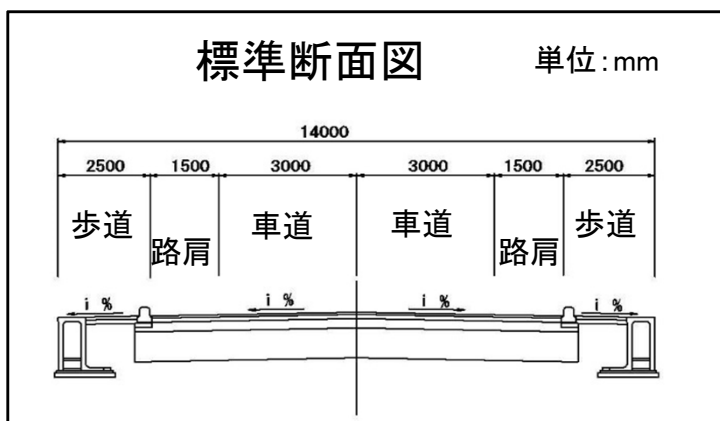


【決定理由】

能美東西連絡道路は、能美市南部および小松市北部を東西に横断する全長8kmの計画道路であり、地域相互の連携強化や避難経路の確保など多面的な効果が期待される路線である。

今回、能美東西連絡道路のうち能美市と小松市に跨る約2,810mの区間を新たに都市計画決定する。

そのうち、能美都市計画区域内の約1,680mを3・5・32号下ノ江高堂線として新たに決定する。



能美都市計画道路の変更（能美市決定）

都市計画道路 3・5・12 号道林高坂線を 3・5・12 号道林下ノ江線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	
幹線街路	3・5・12	道林 下ノ江 線	能美市 道林町 へ	能美市 下ノ江 町イ	能美市 高坂町	約 1,080m	地表式	2 車線	12m	幹線道路 との平面 交差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

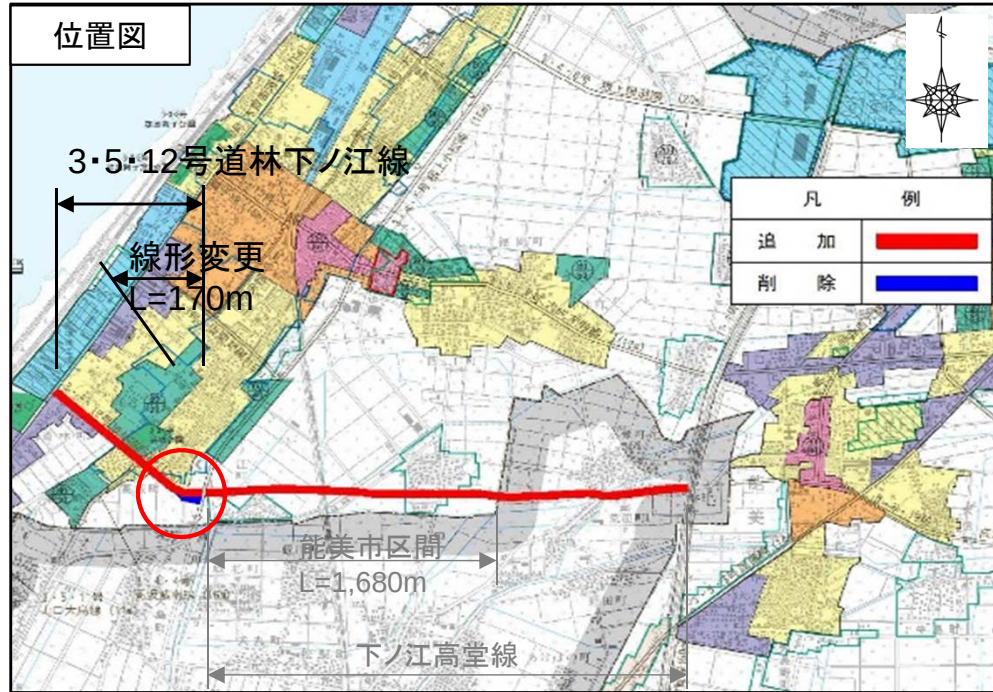
理 由

3・5・12 号道林高坂線は、根上地区を南北に縦断する（都）木曽街道線と（都）根上小松線とを東西に結ぶ補助幹線道路として昭和 36 年に決定された道路であり、終点部の一部を除き整備が完了している。

今回、能美東西連絡道路の一部として、（都）根上小松線から（都）松任小松線（一般国道 8 号）の区間が新たに都市計画道路として決定されることに伴い、本路線の終点部約 170m を新規路線のルートと整合を図るため、一部線形を変更するものである。

また、名称を 3・5・12 号道林高坂線から 3・5・12 号道林下ノ江線に変更する。

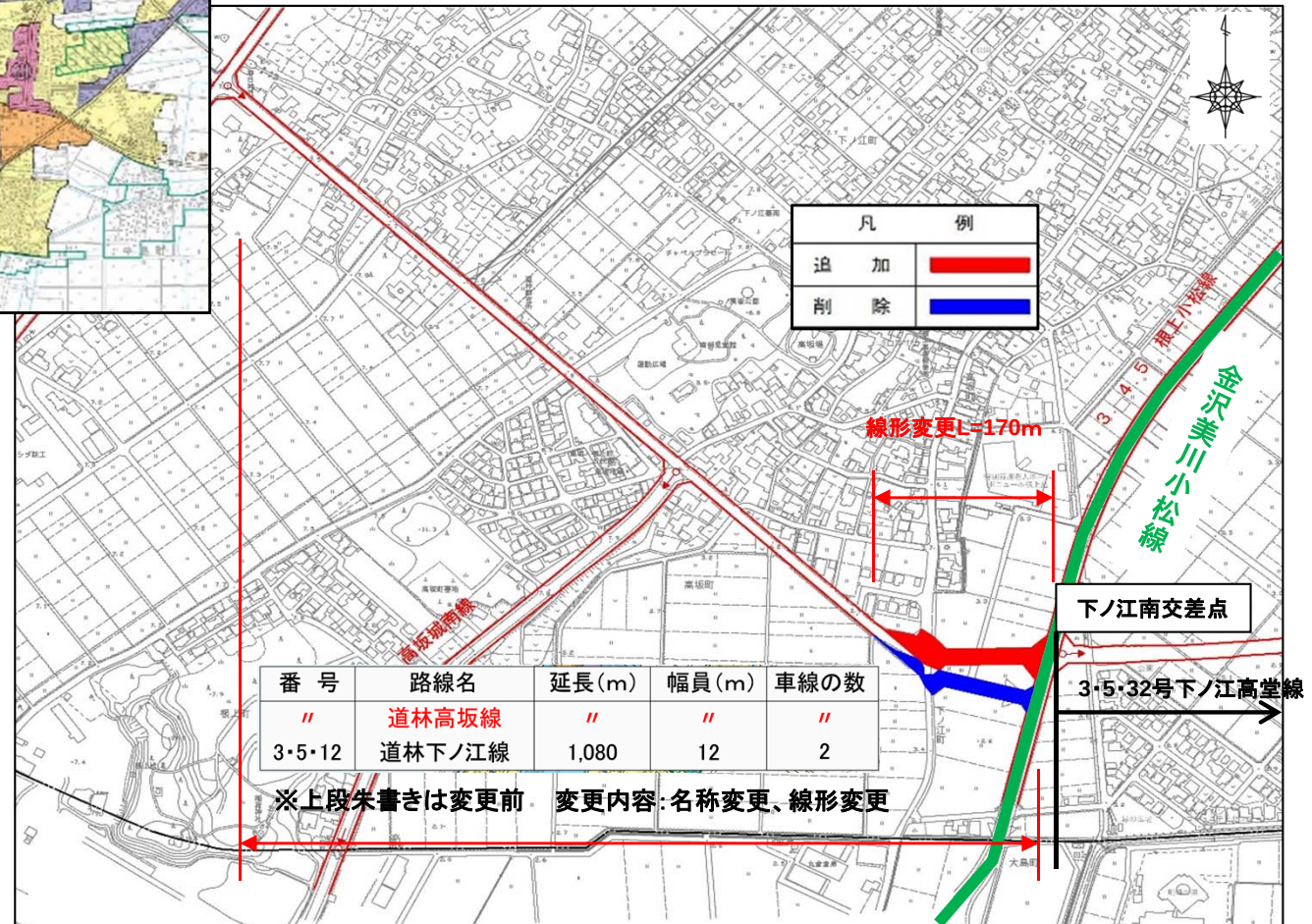
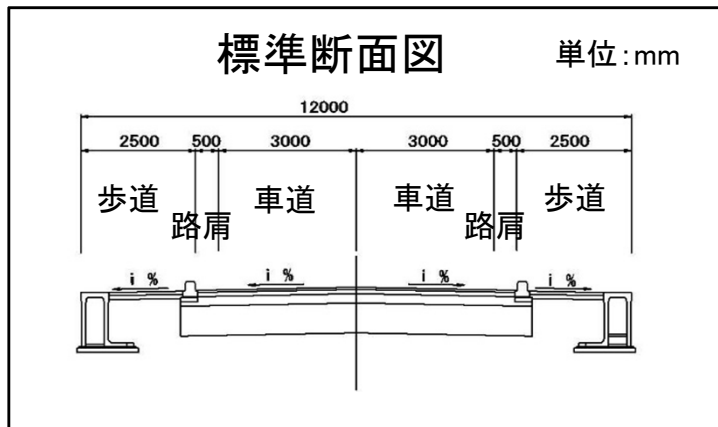
能美都市計画道路の変更(3・5・12号 道林下ノ江線の変更)



【変更理由】

本路線は能美東西連絡道路に接続する都市計画道路であり、今回、終点部170mにおいて、新規に決定する3・5・32号下ノ江高堂線のルートと整合を図るため、整備済みの現道に線形変更する。

また、名称を道林高坂線から道林下ノ江線に変更する。



能美都市計画道路の変更（能美市決定）

都市計画道路 3・5・11 号山口大島線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

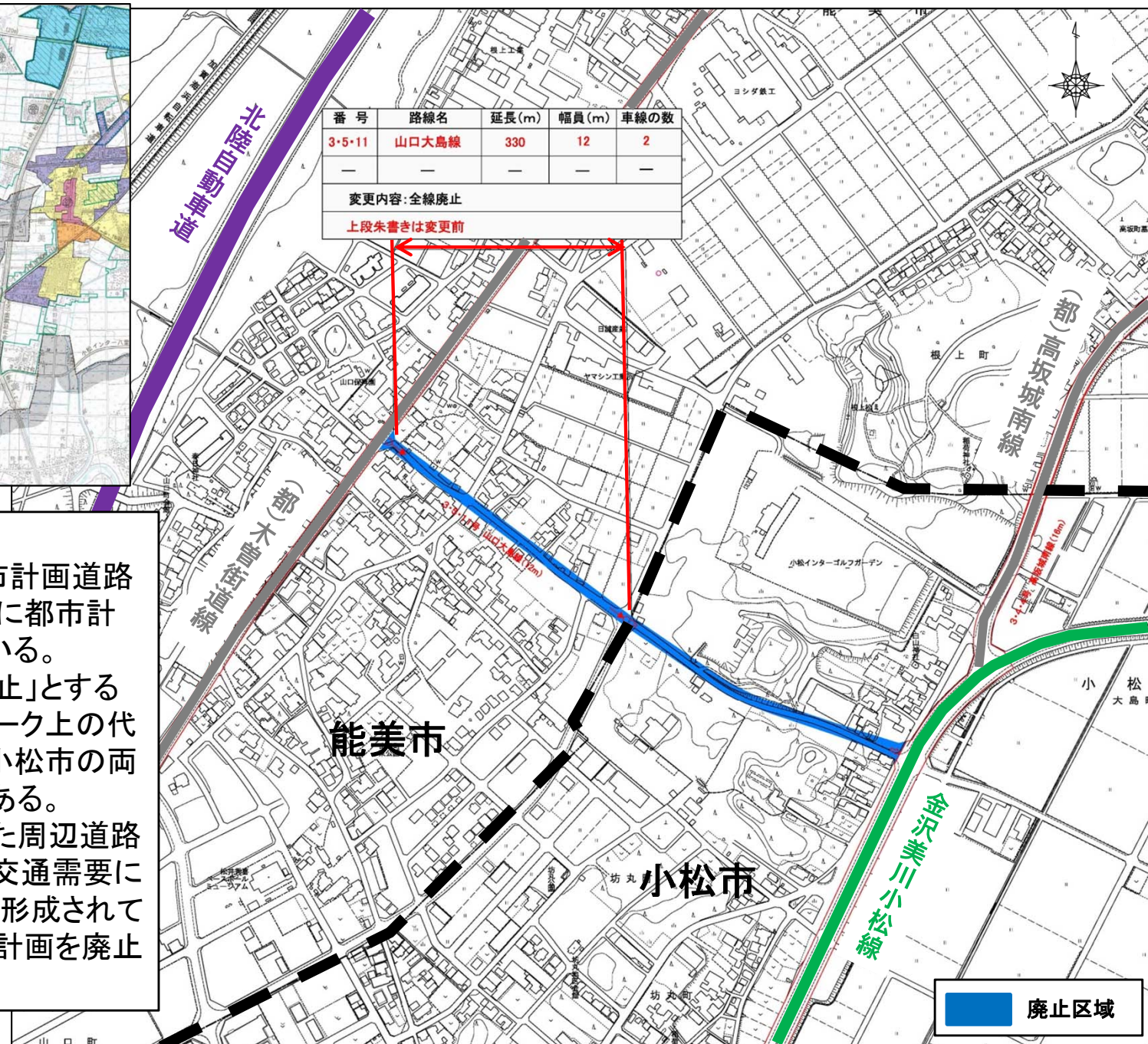
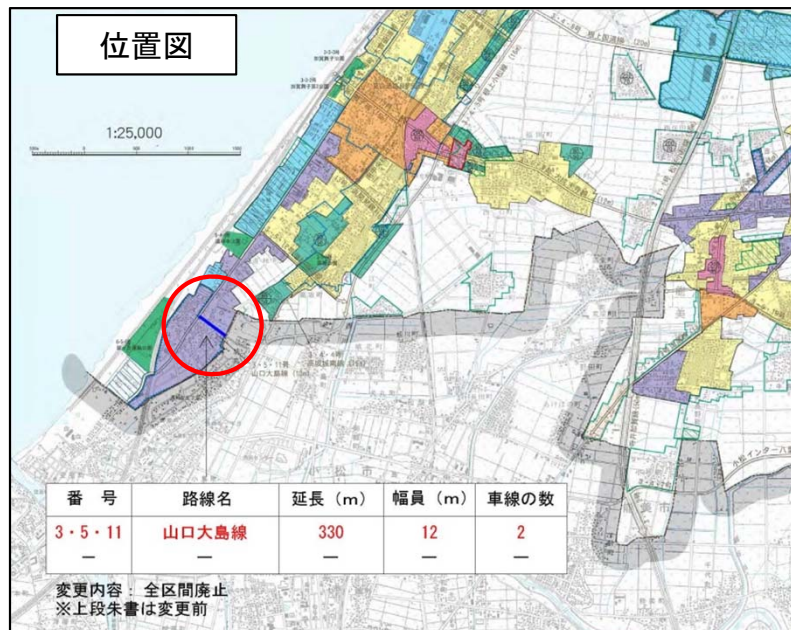
3・5・11 号山口大島線は、区域区分や用途地域等の土地利用計画の決定にあわせた、小松能美都市計画道路網の再検討により（都）木曾街道線（能美市山口町）と（都）高坂城南線（小松市大島町）を東西に結び両市を横断する道路として昭和 50 年 3 月 31 日に都市計画決定された路線であるが、全線が未整備の状態である。

能美市では、平成 21 年度から都市計画道路網の再編を実施し、市民意見聴取や都市計画道路網見直し検討委員会の審議を経て策定された「能美市都市計画道路網再編計画」に基づき、平成 23 年 4 月 20 日に都市計画を変更することで能美都市計画道路網の再編を行っている。

本路線においては、能美市都市計画道路網再編計画にて「廃止」とする方向性が示されているが、ネットワーク上の代替道路の確保について、能美市と小松市の両市で継続して検討してきたところである。

検討の結果、現道を含めた周辺路線において、防災活動機能を有する 6m 以上の道路が確保されていることや、車両通行においても現況交通量や交通需要に応じた一定のネットワークが最低限形成されていることなどから、今回、本路線の都市計画を廃止するものである。

能美都市計画道路の変更(3・5・11号 山口大島線の廃止)



【変更理由】

能美市では、平成21年度から都市計画道路網の見直しを実施し、平成23年4月に都市計画を変更し道路網の再編を行っている。

本路線は道路網見直しでは、「廃止」とする方向性が示されているが、ネットワーク上の代替道路の確保について、能美市と小松市の両市で継続して検討してきたところである。

しかし、検討の結果、現道を含めた周辺道路において、防災活動機能の確保や交通需要に応じた必要最低限のネットワークが形成されていることから、今回、本路線の都市計画を廃止する。

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画赤井工業団地地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		赤井工業団地 地区計画
位 置		能美市赤井町及び栗生町の一部
面 積		約 22.6ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、小松 I C から約 8 km、美川 I C から約 7 km の地点に位置し、北側には手取川、南側と西側には田園風景が広がり、東側沿いを国道 8 号が通過している交通至便で、自然環境豊かな既存の工業団地である。 これらの立地条件を活かし、周辺の自然や田園風景との調和を図り、良好な景観及び環境を有する工業団地の維持を目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、良好な景観及び環境を有する工業団地を維持するため、特別工業地区による建築用途等の制限に加え、敷地面積の最低限度や壁面の位置等の誘導を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺の自然や田園風景の調和など良好な景観及び環境の維持のため、建築物等に関し、次の制限を定める。 (1) 建築物の敷地面積の最低限度 (2) 壁面の位置の制限 (3) 建築物等の形態又は意匠の制限 (4) 垣又はさくの構造の制限 (5) 良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	3, 000 m ²
		壁面の位置の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1) 国道8号及び熊田川の境界線 3 m (2) その他の道路境界線 1 m (3) 隣地境界線 1 m
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	原則として、道路境界から1.0 mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6 m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置しても良い。
		土地の利用に関する事項	良好な環境地区の確保に必要なものの保全を図るための制限 国道8号沿い及び熊田川沿いについては、中高木の常緑樹を、緩衝機能を果たす配置で植栽しなければならない。
	この地区整備計画については、公共用地には適用しない。		

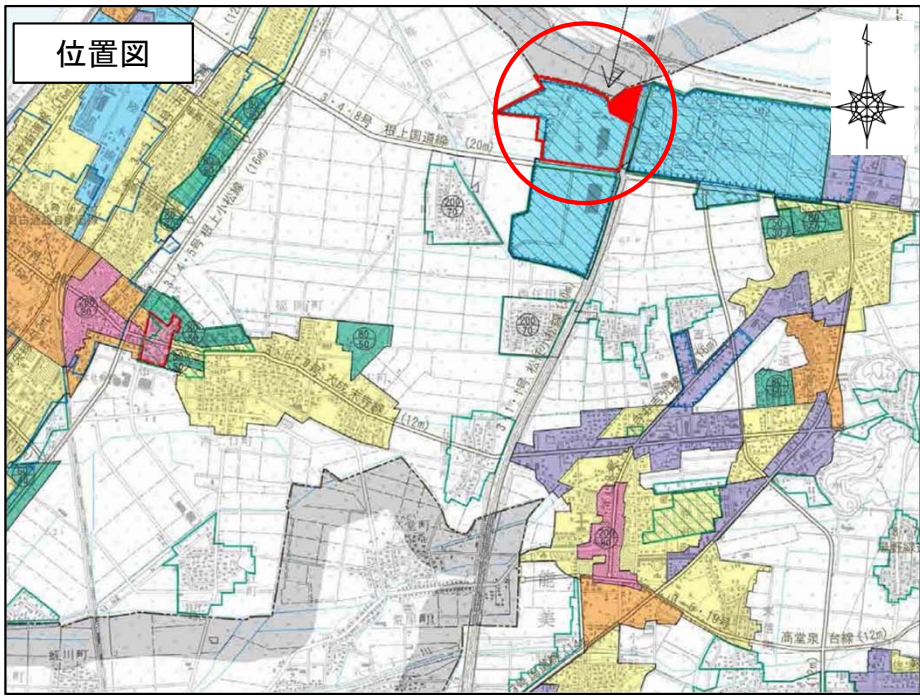
「区域は計画図表示のとおり」

理由

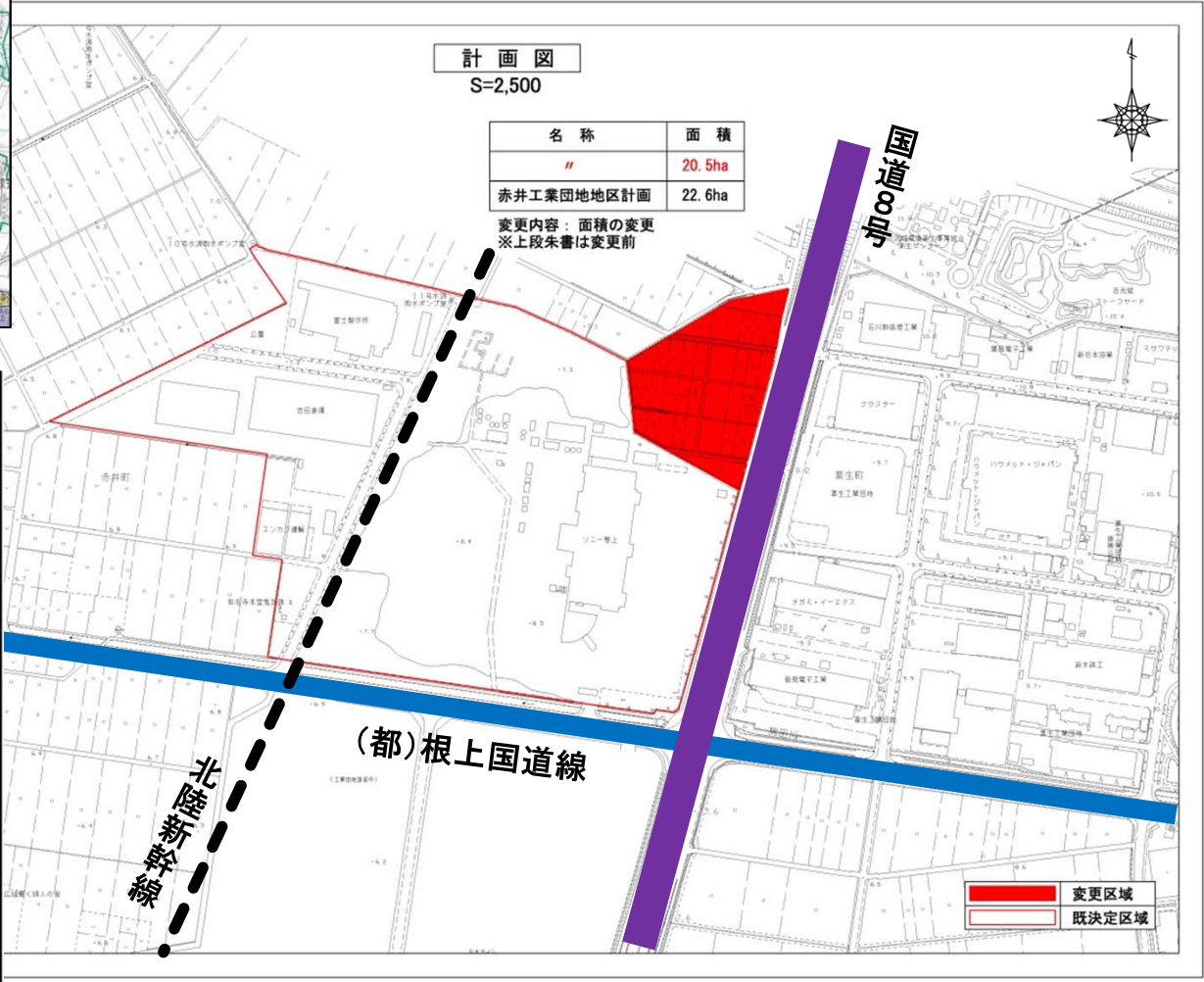
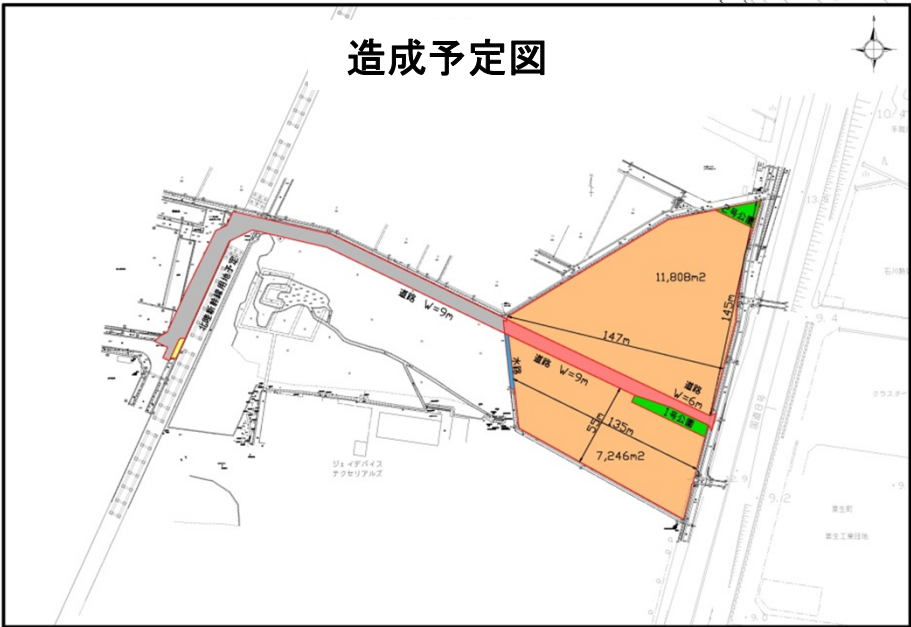
本地区計画は、交通利便性に優れた工業団地において、周辺の自然や田園風景との調和を図りながら、良好な景観と環境を維持するため、平成19年に決定されている。

今回、隣接地において新たに産業団地の整備が実施されることから、区域を追加するものである。

能美都市計画地区計画の変更(赤井工業団地地区計画の変更)



【変更理由】
赤井工業団地の隣接地で新たに産業団地を整備するに当たり、
周辺環境との調和を図りつつ、良好な環境と景観を創出・維持し
ていくため、既存の区域を拡大して地区計画を定める。



能美都市計画地区計画の決定（能美市決定）

都市計画吉原釜屋町産業団地地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称		吉原釜屋町産業団地 地区計画
位 置		能美市吉原釜屋町の一部
面 積		約 3. 7 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、小松 I C から約 5 k m の地点に位置し、幅員 1 6 m で整備された都市計画道路木曾街道線の沿線の交通至便な地区であり、周辺には工場等が立地している工業適地である。 これらの立地条件を活かし、周辺環境との調和を図り、良好な景観及び環境を有する産業団地の創出・維持を目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、良好な景観及び環境を有する産業団地を創造するため、建築物の用途や敷地面積の最低限度、壁面の位置等の誘導を図るものとする。
	建築物等の整備の方針	周辺の自然や田園風景の調和など良好な景観及び環境の維持のため、建築物等に関し、次の制限を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の形態又は意匠の制限 (5) 垣又はさくの構造の制限

2 地区整備計画

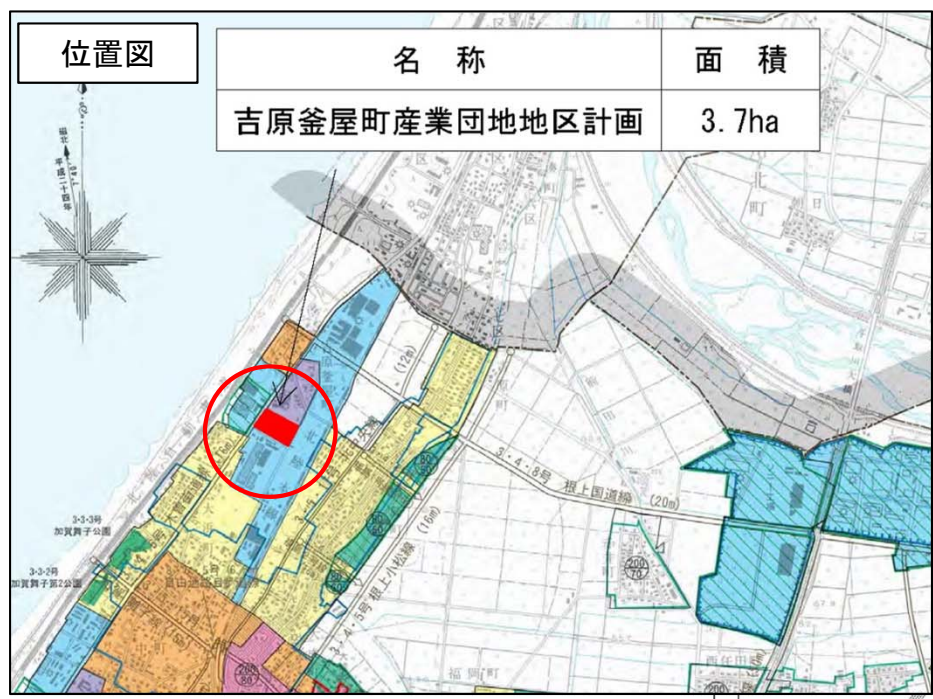
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 建築基準法別表第二(を)項(第5号を除く)に掲げるもの ただし、当地区計画区域内の工場等に従事する者のための寄宿舍は、この限りでない。
		建築物の敷地面積の最低限度	1, 000 m ²
		壁面の位置の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1) 都市計画道路木曽街道線、及び幅員12m以上の区域内道路の境界線 3m (2) その他の道路境界線 1m (3) 隣地境界線 1m
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	原則として、道路境界から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置しても良い。
	この地区整備計画については、公共用地には適用しない。		

「区域は計画図表示のとおり」

理由

新たに整備する吉原釜屋町産業団地において、周辺環境との調和を図りながら、良好な景観と環境を創造し、また維持していくため、地区計画を決定するものである。

能美都市計画地区計画の決定(吉原釜屋町産業団地地区計画の決定)



【決定理由】
吉原釜屋町地内で新たに産業団地を整備するに当たり、周辺環境との調和を図りつつ、良好な環境と景観を創出・維持していくため、地区計画を定める。

